

# 2025年度 実務者説明会 (抜粋版)

2026年2月13日（金）14時～16時

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

デジタルトラスト評価センター

# CONTENTS

1. 電子署名法と変更認定
2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

# 1

## 電子署名法と変更認定

# 1. 電子署名法と変更認定

## ■ 1.1 変更認定に関する考え方の整理

電子署名法第3条の「電磁的記録の真正な成立の推定」を支える特定認証業務に関する認定の制度

認定の基準に関する電子署名法等の条文

変更認定に関する電子署名法等の条文

変更認定の考え方

## ■ 1.2 変更認定が不要となった事例

業務系

設備系

## ■ 1.3 変更認定が必要となった事例

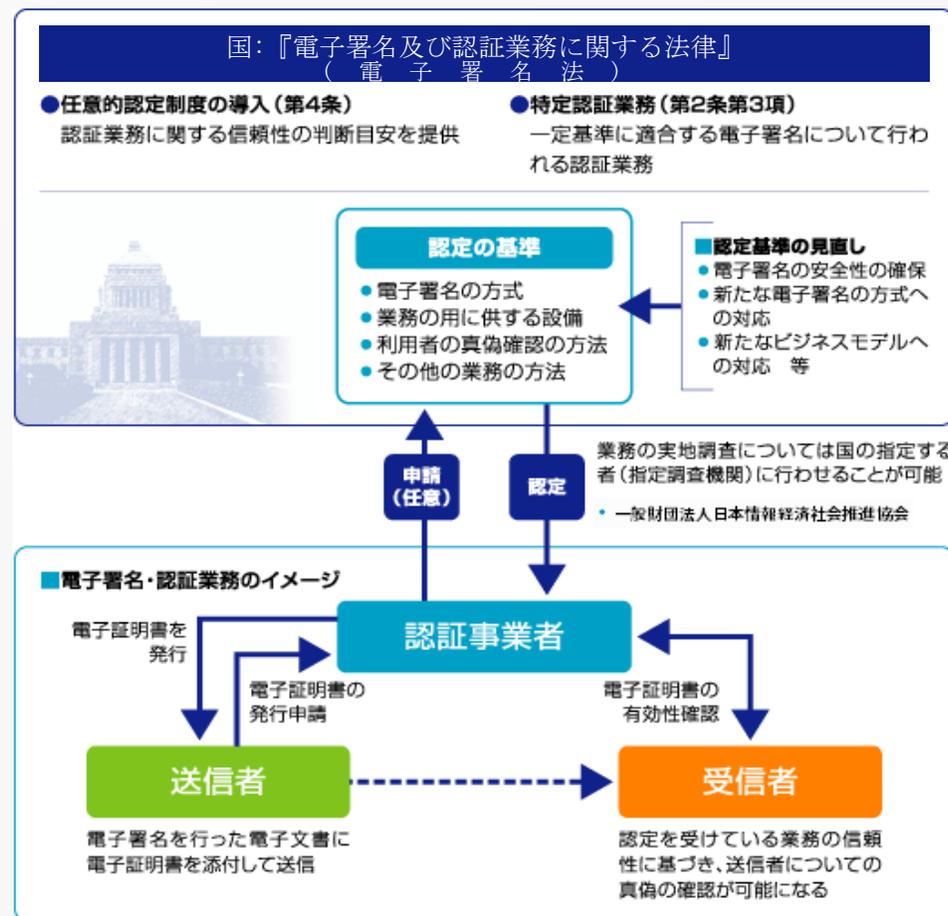
業務系

設備系

# 1.1 変更認定に関する考え方の整理

## (1) 電子署名法第3条の「電磁的記録の真正な成立の推定」を支える 特定認証業務に関する認定の制度

特定認証業務の認定を受けるためには、どのような技術・設備水準が必要なのか示されており、電子署名の方式や業務の用に供する設備、利用者の真偽確認の方法等が定められ、こうした認定を受けた認証局が発行する電子証明書は、一定レベルの信頼性を保ったものだと判断される



# 1.1 変更認定に関する考え方の整理

## (2) 認定の基準に関する電子署名法等の条文

### 電子署名法第4条(認定)

特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 申請に係る業務の用に供する設備の概要
  - 三 申請に係る業務の実施の方法

### 電子署名法第6条(認定の基準)

主務大臣は、第4条第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 申請に係る業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請に係る業務における利用者の真偽の確認が主務省令で定める方法により行われるものであること。
- 三 前号に掲げるもののほか、申請に係る業務が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

### ※ 解説

電子署名法第六条で定められた「認定の基準」は、さらに施行規則や指針・方針に落ちてきて、より具体的で細かな判断基準が定められ、事業者が実施している業務一つ一つに展開されている。

<凡例>

○設備の要件・・・青字で記載

○業務の方法・・・緑字で記載

# 1.1 変更認定に関する考え方の整理

## (3) 変更認定に関する電子署名法等の条文

電子署名法 第9条（変更の認定等）

認定認証事業者は、第4条第2項第2号又は第3号の事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。  
ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

電子署名法 第4条第2項第2号又は第3号

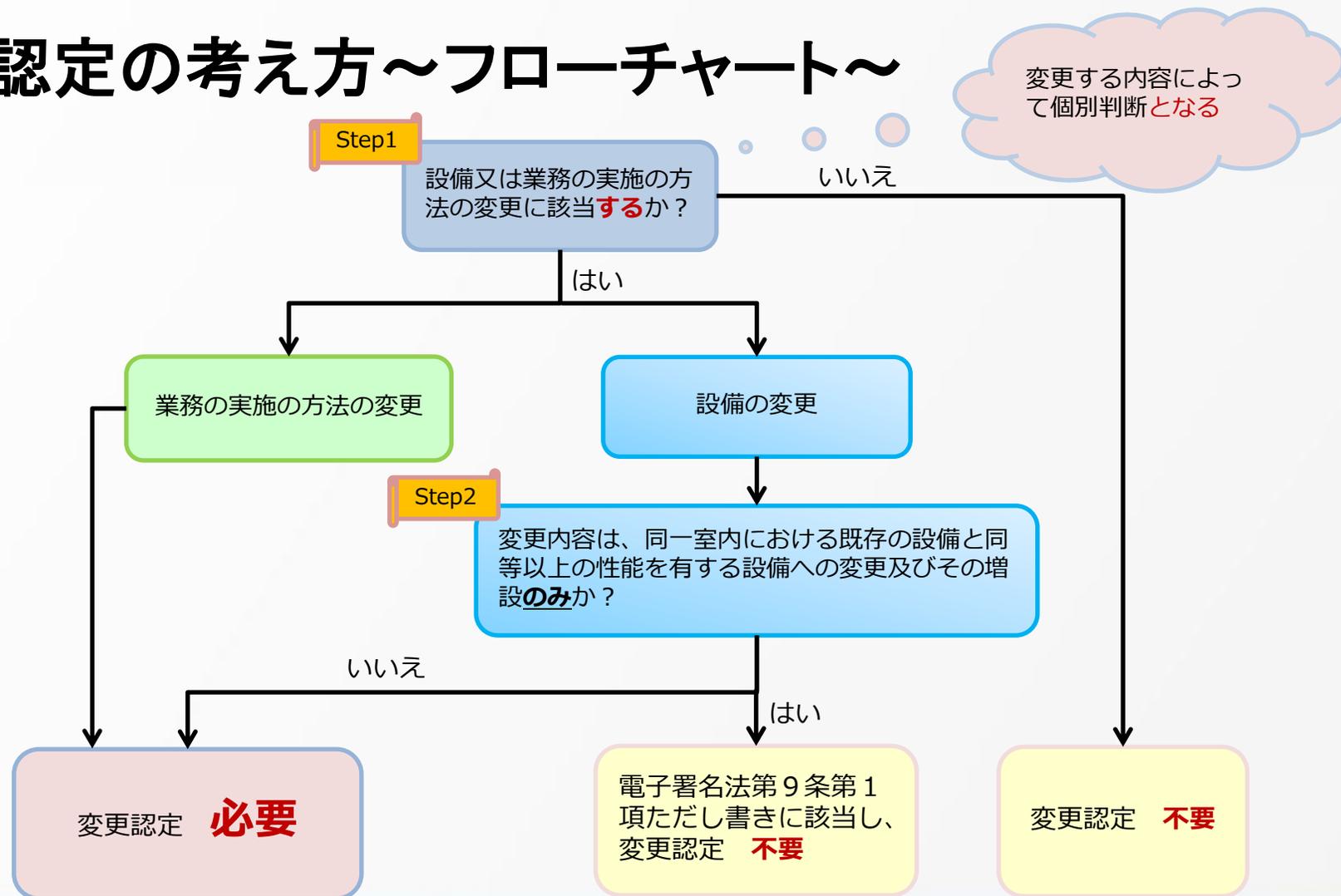
- 二 申請に係る業務の用に供する設備の概要
- 三 申請に係る業務の実施の方法

施行規則 第9条（軽微な変更）

電子署名法第9条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設とする。

# 1.1 変更認定に関する考え方の整理

## (4) 変更認定の考え方～フローチャート～



## 1.2 変更認定が不要となった事例

---

昨年(2025年2月)の実務者説明会以降の問合せで、事業者が特定されず、かつ汎用的に参考となる事例を抽出し、変更認定は不要であると判断された事例を紹介する。

# 1.2 変更認定が不要となった事例

①

## 質問

### ロードバランサの更新

ロードバランサの老朽化に伴い、機器の更新を行う。なお、更新後の機器の設定については、現行の機器と同等の設定とする。また、更新後の機器は、現行の機器が設置されている同一ラックにネジで固定して設置する。

## 回答

上記問合せの範囲内でロードバランサを更改することは、更改後の設備が現行の設備と同等以上の性能を有しており、設置場所も更改前と同一室内であることから、電子署名法施行規則第九条に定める軽微な変更該当し、変更認定は不要であると思料する。

なお、施行規則第十二条第一項第四号ホに基づき、認証業務用設備及び施行規則第四条各号（今回の場合は同条第二号）の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録を作成、保存し、変更後の更新調査時に指定調査機関による確認を受けること。

# 1.2 変更認定が不要となった事例

②

## 質問

### 公開サーバの更新

現行のWebサーバ、LDAPサーバのミドルウェアの老朽化対応に伴い、サーバの更新を行う。更新後のサーバでは、現行のサーバと同じFQDNにてファイルを公開し、アクセス権も同等とする。また、Webサーバ(リポジトリ)にて公開するファイルについては、現行のサーバと同様に改ざん検知ソフト(Tripwire)により、定期的に改ざんの有無を確認する。また、更新後の機器は、現行の機器が設置されている同一ラックにネジで固定して設置する。

## 回答

上記問合せの範囲内で公開サーバを更改することは、更改後の設備が現行の設備と同等以上の性能を有しており、設置場所も更改前と同一室内であることから、電子署名法施行規則第九条に定める軽微な変更該当し、変更認定は不要であると思料する。

## 1.2 変更認定が不要となった事例

③

### 質問

#### NWセキュリティ機器の更新

現行のIDS、FWの老朽化対応に伴い、IDSとFWをUTMへ統合する。更新後の機器は、現行の機器が設置されている同一ラックにネジで固定して設置する。

## 1.2 変更認定が不要となった事例

### ③ 回答

上記問合せの範囲内で、IDSとFWをUTMへ統合することは、平成25年度（2014年）実務者説明会の整理のとおり、施行規則第九条に定める軽微な変更にと料する。実施に際しては、以下の事項に留意し、実施後の更新調査時に、指定調査機関による調査を受けること。

- 施行規則第十二条第一項第四号ホに基づき、施行規則第四条各号（今回の場合は同条第二号）の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録について、上記問合せの内容がわかるように作成し、保存すること。
- Firewallの機種変更となるので、ポリシー設定の記述方式の差異による挙動の差異が、フィルタの抜け漏れを生じさせたり、必要な通信を遮断したりすることがないように、ポリシー設定確認及び通信確認の手順等を明確かつ適切に規定した上で実施すること。
- 規則第十二条第一項第四号ロに基づき、変更前の施行規則第四条第二号の措置に関する記録について欠損が生じないようにすること。
- 施行規則第十二条第一項第四号トに基づき、認証設備室から撤去する機種変更前の各種設備のデータに関する完全消去等を実施した上で、その記録を作成し保存すること。

## 1.2 変更認定が不要となった事例

④

### 質問

#### ICカード及びカード発行環境の変更

現在使用しているICカードの生産終了に伴い、他社のICカードに変更することから、ICカード発行機およびICカード発行機制御端末を変更する。

## 1.2 変更認定が不要となった事例

④

### 回答

上記問合せの範囲内で、ICカードおよびカード発行環境を変更することは、更新後の設備が現行の設備と同等以上の性能を有しており、設置場所も現行と同一室内であることから、施行規則第九条に定める軽微な変更該当し、変更認定の必要はないと思料する。実施に際しては、以下の事項に留意し、設備更新後の最初の更新調査時に、指定調査機関による実地調査を受けること。

- 施行規則第十二条第一項第四号八に基づき、施行規則第四条第三号の動作に関する記録を保存し、当該記録に欠損が生じないようにすること（調査表項番4403に記載されているデータの保存）。
- 施行規則第十二条第一項第四号ホに基づき、施行規則第四条各号（今回の場合は同条第三号）の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録を作成し、保存すること。

# 1.2 変更認定が不要となった事例

⑤

## 質問

### サーバの更新

RA 認証業務用設備の老朽化に伴い、登録申請サーバの更新を行う。新設備は、業務室内の現行の登録申請サーバと同じラックに設置する。設置の際は、ネジ止めやベルトでの固定などの耐震措置を講じる。

# 1.2 変更認定が不要となった事例

⑤

## 回答

上記問合せの範囲内で、登録申請サーバをリプレースすることは、電子署名法施行規則第九条で定める軽微な変更該当し、変更の認定は不要であると思料する。  
実施に際しては、以下の事項に留意し、実施後の更新調査時に、指定調査機関による調査を受けること。

- 施行規則第十二条第一項第四号ハに基づき、リプレース前の施行規則第四条第三号の措置に関する記録を作成、保存し、当該記録に欠損が生じないようにすること（調査表項番4403に記載されているデータの保存）。
- 施行規則第十二条第一項第四号ホに基づき、施行規則第四条各号（今回の場合は同条第二号）の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録を作成し保存すること。
- 施行規則第十二条第一項第四号トに基づき、廃棄する機種変更前の設備のデータに関する完全消去等を実施した上で、その記録を作成し保存すること。

# 1.2 変更認定が不要となった事例

⑥

## 質問

### 帳簿書類保管等の場所変更

帳簿書類の保管を行う部屋の変更を検討している。2025年2月の実務者説明会で説明されたように、「施錠可能な出入口、火災対策、直射日光対策を満たしている場合の書類保管場所の変更認定は不要」と認識しているが、誤りはないか。

## 1.2 変更認定が不要となった事例

⑥

### 回答

2025年2月に開催した実務者説明会においては、2016年度(2017年2月)に開催した実務者説明会の内容を引用し、「帳簿書類の保管場所の変更」については、「保存場所のみの変更であれば、法第4条第2項第3号に規定する業務の実施の方法の変更には該当せず、変更認定は不要である」ことを改めて紹介した。

上記問い合わせの範囲内で、登録局業務に係る帳簿書類の保管を変更することは、引き続き調査表項番3C56の要件（施錠可能な出入口、火災対策、直射日光対策等）を満たした上で、運搬時も帳簿の漏洩、滅失又は毀損防止の対策を講じて実施されるのであれば、法第四条第二項第二号の事項の変更には該当せず変更認定は不要と思料する。

施行規則第六条第十五号へに規定される「帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置」が引き続き担保されるように実施すること。

また変更に関して実施された記録を作成、保存し、保管場所変更後の更新調査時に、指定調査機関による確認を受けること。

# 1.2 変更認定が不要となった事例

⑦

## 質問

### 暗号装置の継続利用

現在使用中のHSMは、2025年12月にFIPS140-2 認定が終了し更新されず、翌日から Historical List に分類される。Historical List 分類後も Revoked になるまでは利用継続して問題がないか。また、「令和6年度電子署名法認定基準のモダナイズ検討会報告書」において、『令和10年中を目処に新暗号に対応した認証局の運用を開始することを求めており、認定認証事業者に短期間で複数回の対応を求めることがないよう、新暗号への対応と同時期にFIPS140-3のレベル3と同等以上の機器への移行を求めることが基本的な考え方になる。』旨が記載されていることから、プラットフォームの更新とあわせて更改することを前提に、2027年4月ころまで現行のモデルを利用し続けることに問題がないか。なお、メーカーより2027年12月31日までメインストリームサポートの対象である旨の回答も得ている。

## 1.2 変更認定が不要となった事例

⑦

### 回答

貴認証業務で現在使用しているHSMがHistorical Listに分類された後であっても、貴業務の責任において継続して使用することは可能であると思料する。また、「令和6年度電子署名法認定基準のモダナイズ検討会報告書」では、「認定認証事業者に短期間で複数回の対応を求めることがない」ことが記述されている。

その趣旨を踏まえると、上記問合せに記載のメーカーサポート等の状況を鑑みた際に、現行の暗号装置を2027年4月ころまで使用することは、可能であると思料する。

## 1.3 変更認定が必要となった事例

---

昨年(2025年2月)の実務者説明会以降の問合せで、事業者が特定されず、かつ汎用的に参考となる事例を抽出し、変更認定が必要であると判断された事例を紹介する。

# 1.3 変更認定が必要となった事例 — 業務系 —

## ① 質問

### 海外在住者への電子証明書発行に係る利用者の真偽の確認

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項第一号にある「領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明」の提出を求め、かつ、同号ロにある利用の申込書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（利用申込者が国外に居住する場合には、これに準ずるもの）として、領事官の署名証明の提出を求める方法により利用者の真偽の確認を行いたいと考えている。

## 回答

電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する同法第四条第二項第三号の事項の変更に該当し、変更認定が必要であると思料する。

2015年度「第6回特定認証業務インフォメーション」で取りまとめられた内容に則して、係る規定に明確かつ適切に規定され、貴業務における新たな真偽確認の方法として実施が可能であることを、実地調査にて確認する必要があると考える。

# 2015年度「第6回特定認証業務インフォメーション」

2015年10月1日

認定認証業務担当者各位

JIPDEC（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）  
電子署名・認証センター

「在留証明」の真贋確認等について

9月8日に、主務三省より施行された施行規則の改正により、「利用者の真偽の確認」に用いる「主務省令で定める方法」として、従来からの「住民基本台帳法第十二条第一号に規定する住民票の写し」若しくは「住民票記載事項証明書」、「戸籍の謄本若しくは戸籍の抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合）」に加え、「領事館（領事館の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明」が明記されました。

「在留証明」に関しては、これまでは住民票の写し等に「準ずるもの」として考えられてきたものの、その形式等については周知されてきていません。また CP/CPS 等に「在留証明」を明記されている例もないと理解しています。

そのため、領事館が発給する「在留証明」の真贋判定に係わる情報等について、外務省領事局領事サービス室に問合せを行いました。その結果を、情報共有のため「特定認証業務インフォメーション」として発信します。

なお、本資料は外務省のホームページ

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22\\_000554.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000554.html)

と、外務省領事局領事サービス室に相談に伺った回答に基づいて作成しています。

## 1. 在留証明

(1) 「在留証明」とは何か（出典：外務省ホームページ）

外国に居住する日本人が当該国のどこに住所（生活の本拠）を有しているかを証明する書類です。（別添1）のように現住所のみを証明する書式と、（別添2）のように過去の住所や同居家族に関する情報を含め現住所を証明する書式があります。日本の提出先機関から外国における住所証明の提出が求められている場合に発給される証明書です。「在留証明」では、在留の事実（居住の事実）のみを証明することとなります。ただし、「本籍地」の欄は残されており、在留者本人の旅券に基づいて、本籍地の都道府県名は必ず記入されますが、市区郡以下の住所については、省略されることがあります。

(2) 「在留証明」の発給条件（出典：外務省ホームページ）

- ・日本国籍を有する方（二重国籍を含む。）のみ申請ができます。
- ・現地にすでに3ヶ月以上滞在し、現在居住していること。ただし、申請時に滞在期間が3ヶ月未満であっても、今後3ヶ月以上の滞在が見込まれる場合には発給の対象となります。
- ・証明を必要とする本人が領事館へ出向いて申請することが必要（本人申請が原則）です。ただし、本人が公館に来ることができないやむを得ない事情がある場合は、委任状をもって代理申請される場合もあります。

領事館で申請する方の意思と提出先機関の確認を行うと同時に、本人の生存確認が行われます。

# 2015年度「第6回特定認証業務インフォメーション」

## (3) 「在留証明」のフォーマットについて

- ・ 外務領事局に確認したところでは、「在留証明」のフォーマットは、(別添 1) 又は (別添 2) の様式で統一されています。ただし、「住民票の写し」とは異なり、使用している用紙は一般的な用紙であり、「透かし」などの偽造防止（複写防止）措置は施されていません。

## (4) 証明者とその確認方法について

- ・ 「在留証明」の証明者は、各国に派遣されている「特命全権大使」又は「総領事」です。「特命全権大使」や「総領事」の氏名に関しては、外務省の「在外公館長及び在外公館ホームページ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>

※1

で確認できます。在外公館長名簿は、公館長の異動に伴い、随時改訂されていますので、必要に応じて適宜上記 URL で情報を確認してください。

- ・ 異動で大使が空席となった場合には、大使館の長の事務を代理する者（「臨時大使」）が任命され、臨時大使名で在留証明の発給が行われる場合があります。「臨時大使」氏名は、上記 URL では確認できないので、「臨時大使」氏名について正当性を確認する必要が生じた場合には、個別に外務省（領事局領事サービス室）に問い合わせてください。
- ・ 大使が任命されておらず、近隣の大使が「兼轄」している場合には、常駐している大使館の大使名で発給されます。例えば、2015年9月現在で、在ブータン大使は、在インド大使が「兼轄」しているため、ブータンに在留している邦人に対しては、「在インド大使」名で「在留証明」が発給されます。
- ・ 領事事務所の場合は、領事事務所を管轄する総領事館の総領事名で発給されます。

## (5) 「在留証明」に押印される「公印」について

- ・ 約 2.3cm 角の角印で、「在 XX 日本国特命全権大使」等と刻印されます。デザインは統一されおり、書体は篆書体です。
- ・ 「在留証明」には、朱印で押印されます。



## 2. 署名証明

「利用者の真偽の確認の方法」として、施行規則第 5 条第 1 項第 1 号ロでは、「利用の申込書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（利用申込者が国外に居住する場合には、これに準ずるもの）の提出を求める方法」と規定されています。しかし、国外に居住された方の場合、国内の住民登録を抹消すると同時に印鑑登録も抹消されるため、「印鑑登録証明書」の発給が受けられません。そこで、「利用の申込書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書」に準ずる物として、国外に居住する利用者に対しては、在外公館が発給する「署名証明」が利用可能です。

「署名証明」は、印鑑証明に代わるものとして日本での手続きのために発給されるもので、利用申込者の署名（及び拇印）が確かに領事の面前でなされたことを証明するものです（外務省ホームページ）。

証明の方法は 2 種類です。(別添 3) 署名証明形式 1 (貼付)は、領事館が発行する証明書と利用申込者が領事の面前で署名した私文書（利用申込書）を綴り合わせて割り印を行うものであり、(別添 4) 署名証明形式 2 (単独)は、利用申込者の署名を単独で証明するものです。

# 2015年度「第6回特定認証業務インフォメーション」

(1) 発給条件（出典：外務省ホームページ）

- ・ 日本国籍を有する方のみ申請ができます。
- ・ 領事の面前で署名（及び拇印）を行わなければならないので、申請する方ご本人が公館へ出向いて申請することが必要とされます。代理申請や郵便申請はできません。

(2) 発給に必要な書類（出典：外務省ホームページ）

- ・ 日本国籍を有していること及び本人確認ができる書類（有効な日本国旅券等）
- ・ (別添3) 署名証明形式1(貼付)による証明を求める場合には、日本より送付する署名（あるいは拇印）すべき書類（認定認証業務においては「利用申込書」）

(3) 「署名証明」のフォーマットについて

- ・ 「在留証明」と同様に、(別添3)、(別添4)の通り、フォーマットは統一されています。
- ・ (別添3) 署名証明形式1(貼付)は、領事館が発行する証明書と申請者が領事の面前で署名した私文書（例えば、利用申込書）を綴り合わせて割り印を行うものです。
- ・ (別添4) 署名証明形式2(単独)は、申請者の署名を単独で証明するものです。

(4) 証明者とその確認方法について

- ・ 「在留証明」と同様です。「署名証明」の証明者も、各国に派遣されている「特命全権大使」又は「総領事」です。証明者の氏名に関しては、「在留証明」と同様に外務省の「在外公館長及び在外公館ホームページ」で確認してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>

※2

(5) 「署名証明」に用いられる公印について

- ・ 「在留証明」と同一の公印（朱印）となります。

(6) 留意点

- ・ 署名は領事の面前で行う必要がありますので、送付された署名(及び拇印)すべき書類や署名証明には事前に署名をせずに在外公館へ持参しなければなりません。なお、事前に署名(及び拇印)をされた署名(及び拇印)すべき書類を持ち込んだ場合は、事前の署名(あるいは拇印)を抹消の上、領事の面前で改めて余白に署名(あるいは拇印)を求められるそうです。
- ・ 領事館でも「印鑑証明」を取り扱っていますが、外務省（領事局領事サービス室）からは、「領事館で、日本国内に住民票登録や印鑑登録がないことを確認する為の手続きが必要になることから、できる限り「印鑑証明」は利用しないようにしてください。との要望がありました。

以上

※1、※2: 外務省のホームページ名称とURLが当時から変更されている個所を修正しています。

## 1.3 変更認定が必要となった事例 — 業務系 —

### ① 海外在住者への電子証明書発行に係る利用者の真偽の確認

- ・ **なお、当該事例においては、電子署名及び認証業務に関する法律第六条第二項に係る調査の一部について、施行規則第七条第二項に従い、「情報通信技術を利用する方法」としてMicrosoft Teamsを利用し、事業者及び指定調査機関双方の会議室間における「リモート調査」により行った。**

# 1.3 変更認定が必要となった事例 — 業務系 —

②

## 質問

### システム保守に関する業務委託

現在、認証業務用設備のうち、RAソフトウェア及びIAの保守の一部を、当社の関係会社に対して委託することを検討している。

上記委託業務を行うにあたり、変更認定が必要か否か確認をお願いしたい。

## 回答

上記問合せの内容は、施行規則第六条第十五号八の変更に該当し、変更認定が必要であると思料する。平成25年度（2014年）に実施した実務者説明会においても、以下の判断が示されている。

単に、委託先の社名が変更となる場合や、委託先の分社化に伴い分社化した会社との間で新たに委託契約が結ばれる場合で、業務の実施場所、環境、人員管理方法等に変更がないのであれば、変更認定は不要である。

しかし、上記の内容に変更がある場合は、業務の実施の方法の変更に該当するため、変更認定が必要である。

再委託先事業者において業務が適切に実施されることが担保されるように、貴業務と委託先事業者との間で覚書等を適切に締結すること等を含めて、関係する規程・帳表等に明確かつ適切に規定し、関係する要員に対する新しい手順を整備した上で、変更認定の申請を行うこと。

# 2

## 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

# (1) 規程・手順の適切な作成と遵守(1/2)

## ■ 電子署名法に対する不適合の予防

- 規程・手順の遵守、業務の実態に即した見直し
  - ✓ 見直し内容に係る法定要件、調査表の確認
- 業務の実施記録の帳簿には、実施日付、実施者、責任者（\*）
- 定期的な教育（研修）等の実施

## ■ (参考) ハインリッヒの法則 (労働災害、品質管理など)

- 重大事故・災害1件の陰に
  - ✓ 29件の軽微な事故・災害
  - ✓ 300件のヒヤリハット  
(事故にいたらない、ヒヤリハットとする事象)
- 重大事故の防止には、ヒヤリハットの撲滅



## \* 責任者を記録する必要がある帳簿

(調査項番4106、4108、4109、4204、4301～4305、4404～4407)

# (1) 規程・手順の適切な作成と遵守(2/2)

## ■ 電子署名法に対する不適合の予防:

- 規程・手順の遵守、業務の実態に即した見直し、情報共有
  - ✓ 規程・手順の見直しや教育では、意図、理由、背景、関連する施行規則や指針等の条文、電子署名法を遵守する重要性を認証業務全体（必要に応じて経営層を含む）で共有する。
  - ✓ 日常的、定期的に、違反には至らなかった「ヒヤリハット事例」を収集し、共有(朝礼・終礼・小集団活動など)
  - ✓ 規程・手順が不明瞭であったり、要員が理解し辛かったりした場合等、規定された内容が適切に共有、認識されるよう迅速に検討し改訂する。
  - ✓ リスク検出を容易にするために、チェック項目の追加や表現形式の変更等により、作業記録様式を改善する。
  - ✓ 稀なケースでは、担当者と責任者で規定を確認して実施する。
- 業務の実施記録の帳簿には実施日付、担当者、責任者を記録
  - ✓ 担当者に対する責任者の管理・監督
    - 実施前の可否判断
    - 実施後の可否判断
    - 規定された記録の保存場所の徹底

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改訂について

[1] 暗号装置の技術基準の更新

施行規則第4条第4号

[2] 利用申込者の真偽確認方法の追加

施行規則第5条第1項第3号

[3] 利用者署名検証符号の送信方法の追加

施行規則第6条第3号の2

[4] 発行者署名符号の用途の追加

施行規則第6条第3号の2

[5] クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の利用

施行規則第6条第9号、11号、13号

[6] 利用申込者の真偽確認等の自動化

施行規則第6条第13号、第12条

[7] 危機管理に関する事項の明文化

施行規則第6条第15号ト、第12条

[8] その他

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

[1]暗号装置の技術基準の更新: 1411~1428 ⇨ 1411、1421

項番	適合例
1411	<p>(1) 規則第4条第4号に規定する「発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機」(以下「暗号装置」という。)とは、日本産業規格X19790若しくはX19790(2015)又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)19790若しくは19790(2012)のいずれかに適合するものをいう。なお、この適合性の確認については、日本産業規格X24759若しくはX24759(2017)又は国際規格24759若しくは24759(2014)のいずれかに適合する方法によるものとする。</p> <p>【審査時に確認する文書例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ JIS X 24759若しくはJIS X 24759(2017)に適合する方法により適合性の確認がされたことを確認できる文書</li><li>・ ISO/IEC 24759若しくはISO/IEC 24759(2014)に適合する方法により適合性の確認がされたことを確認できる文書</li></ul>
1421	<p>(2) 上記(1)にかかわらず、暗号装置が<u>(1)に定める要件を満たすものに相当する機能を有すると認められる</u>場合には、これに代えることができる。</p> <p>【審査時に確認する文書例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>FIPS140-2 Level3相当以上の認定を受けていることが確認できる文書</u></li><li>・ 上記文書の他、相当する機能を有することが確認できる文書</li></ul>

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

[2]利用申込者の真偽確認方法の追加: 2103、2104、2209、4103

項番	施行規則	適合例
2103		(3) 指定した利用申込方式において、規則第五条各項で規定する(略)資料の種類を指定する。
2104		(4) 利用申込者から、住民票の写し、(中略)、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書(以下「公的個人証明書」という)、利用申込者が現に有している番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録、又は(中略)の提出を求めている。
2209	利用申込者が現に有している番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録により当該利用申込者の真偽の確認を行う方法(第五条第一項第三号)	(9)利用者の真偽の確認において規則第五条第一項第三号の方法を用いる場合には、番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録について、少なくとも記載内容、形式、有効期限、失効していないこと等を確認することによりカード代替電磁的記録の有効性を検証している。かつ、利用の申込みに係る情報に付された当該カード代替電磁的記録に係る、地方公共団体情報システム機構及び利用者によるそれぞれの電子署名の有効性を検証している。

4103において、帳簿書類等の例に、「カード代替電磁的記録」を追加

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

[3]利用者署名符号を利用者が作成する場合(1): 3311～3313、3321～3326、4106

項番	施行規則	適合例
3311	利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて受信する方法による場合は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものであること。(第六条第三号の二)	(1) 利用者署名符号を利用者が作成し、当該利用者から現に有している電子証明書又は公的個人認証法第三条第一項に規定する署名用電子証明書に係る電子署名が行われた情報が送信される場合であって、当該利用者となるための申込みの際に当該利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて送信する場合は、以下の(2)～(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。
3312	イ 当該利用者から現に有している電子証明書又は公的個人認証法第三条第一項に規定する署名用電子証明書に係る電子署名が行われた情報が送信される場合であって、当該利用者となるための申込みの際に当該利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて送信するとき	(2) 当該利用者が現に有している電子証明書又は公的個人認証法第三条第一項に規定する署名用電子証明書に係る電子署名により当該利用者の真偽の確認が行われている。
3313	当該電子署名により当該利用者の真偽の確認を行うこと。(第六条第三号の二イ)	(3) 認定認証事業者が当該利用者から電子署名が行われた情報及び利用者署名検証符号を受信する際には、当該認証事業者の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置が講じられている。
3321～3326	ロ イに該当しない場合 あらかじめ、利用者識別符号(略) ようにすること。(第六条第三号の二ロ)	(略)

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

[3]利用者署名符号を利用者が作成する場合(2): 3311～3313、3321～3326、4106

項番	施行規則	適合例	帳簿書類の例
4106	へ 電子証明書及びその作成に関する記録(第十二条第一項第一号へ)	<p>(6) 電子証明書及びその作成に関する記録を作成し、保存している。 <b>なお、利用者署名符号を利用者が作成する場合、以下を記録し、保存している。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者から提出された利用者署名検証符号</li><li>・利用者が当該検証符号に対応する利用者署名符号を保有していることが確認できる情報等及びその確認結果</li></ul> <p>上記の記録には、電子証明書を作成した日付並びに当該作成作業を実施した者及び当該作成作業について責任を有する者の識別に関する情報（利用の申込みに対する諾否の決定を電子計算機により自動的に実施する場合においては、その旨。以下同じ。）が関連づけられて記録されている。</p> <p><b>利用者署名符号を利用者が作成する場合においては、当該符号を確認した日付並びに当該確認作業を実施した者及び当該確認作業について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・電子証明書及び電子証明書の発行管理簿</li><li>・利用者署名符号を利用者が作成する場合には、<b>Certificate Signing Request</b></li><li>・利用の申込みに対する諾否の決定を電子計算機により自動的に実施する場合においては、その旨の記録</li></ul>

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

#### [4] 発行者署名符号の用途の追加: 3511、3512

項番	指針	適合例
3511	規則第六条第七号に(略)とする。(指針第十条) 発行者署名符号を認定認証業務以外の業務のために使用しないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。 (指針第十条第一号)	(1) (略)
3512	イ (略) □ eシールに係る認証業務の認定に関する規程 (令和七年総務省告示第百十三号) 第三条第一項の 規定に基づき認定されたeシールに係る認証業務の ための使用(指針第十条第一号□) ハ 当該認証業務の維持管理のために必要な場合 における使用(指針第十条第一号ハ)	(2) 発行者署名符号の用途は認証業務の発行する電子証明書への電子署名のみに使用される。 上記以外に発行者署名符号を使用する場合は、以下の項目内に限定される。 ① 略 ② eシールに係る認証業務の認定に関する規程(令和七年総務省告示第百十三号) 第三条第一項の規定に基づき認定されたeシールへの電子署名 ③ 当該認証業務の電子証明書への電子署名(自己署名) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ⑦ (略) ⑧ (略)

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

[5]クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の利用: 3714、3814、3901、390G

項番	適合例	必要書類
3714	(4) 上記「電子証明書に記録されているリンク先」について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。以下同じ。）を活用した情報システムを利用して記録する場合には、改ざん防止措置が施されていること。	
3814	(4) 上記(2)の事項に関して、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した情報システムを利用する場合には、改ざん防止措置が施されていること。	
3901	(1) 以下の(2)～(15)の事項に関して、認証業務規程に明確かつ適切に規定し、電磁的方法により記録し公開している。また、(16)について該当する場合、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・認証業務規程 ・事務取扱要領
390G	(16) 上記(1)に係る電磁的記録について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した情報システムを利用する場合には、改ざん防止措置が施されていること	

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

[6] 利用申込者の真偽確認等の自動化: 390E、390F、4101、4102、4103、4104、4105、4106、4109、4201、4202、4203、4204、4405

項番	適合例
390E	(14) 利用の申込書又は電子証明書の失効の請求書その他の利用者等から送信される情報について、当該情報を電子計算機により自動的に受領する場合においては、当該情報に講じられた利用者の電子署名の真正性の検証、電子証明書の記載内容及び形式等と共に、利用者等が入力した申請情報と電子証明書の記載内容の一致について確認を行うこと
390F	(15) 利用の申込みに対する諾否の決定を電子計算機により自動的に実施する場合において、利用者の真偽の確認を行った結果、真正性の有無が確認されたときには、必ず諾否を決定するほか、電子証明書が適切に作成されるよう、システムの定期的な確認、障害が発生した場合における適切な対応等を行うこと

4101、4102、4103、4104、4105、4106、4109、4201、4202、4203、4204において、方針の条文、内容に対応して適合例に、

「(利用の申込みに対する諾否の決定を電子計算機により自動的に実施する場合においては、その旨)」又は

「(利用者等から送信される情報を電子計算機により自動的に受領する場合においては、その旨)」、

「(失効の申込みに対する諾否の決定を電子計算機により自動的に実施する場合においては、その旨)」を追加し、

帳簿書類等の例に、

「・利用の申込みに対する諾否の決定を電子計算機により自動的に実施する場合においては、その旨の記録」又は

「・利用者等から送信される情報を電子計算機により自動的に受領する場合においては、その旨の記録」、

「・失効の申込みに対する諾否の決定を電子計算機により自動的に実施する場合においては、その旨の記録」を追加

4405において帳簿書類等の例に、「・利用の申込みに対する諾否の決定を電子計算機により自動的に実施する場合においては、電子証明書が適切に作成されるよう、システムの定期的な確認の記録」を追加

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

[7]危機管理に関する事項の明文化: 3C61、3C66、4306

項番	指針	適合例	
3C61	ト 危機管理（認定認証業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損等の影響について調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に基づいて必要な措置を講ずることを含む。）に関する事項(第六条第十五号ト)	(1) 以下の(2)～(6)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
3C66		(6) 認定認証業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損等の影響について調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に基づいて必要な措置を講じている。	
項番	施行規則	適合例	帳簿書類の例
4306	ハ 第六条第十五号トの事項及びその変更に関する記録（同号トに規定する必要な措置に係るものに限る。）(第十二条第一項第三号ハ)	(6) 規則第六条第十五号トの事項及びその変更に関する記録（同号トに規定する必要な措置に係るものに限る。）を作成し、保存している。	リスク評価等実施記録 参考例 ・社内におけるリスク評価等実施記録 ・リスク評価等に係る第三者認証の結果

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

[8]その他(1):2201、2207 (明瞭化、分かりやすさの向上等①)

項番	施行規則	適合例
2201	イ (略)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード又は(略)の提示を求める方法（第五条第一項第一号イ）	(1) 以下の(2)～(12)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。
2207	(略)	(7) 利用者の真偽の確認において、主務大臣が告示（令和二年一月十六日総務省・法務省・経済産業省告示第一号）で定める方法を用いる場合には、以下の電子証明書について、少なくとも記載内容、形式、有効期限、失効していないこと等を確認することにより電子証明書の有効性を検証している。かつ、(略)

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

[8]その他(1):2208、220C、3712(明瞭化、分かりやすさの向上等②)

項番	施行規則	適合例
2208	利用申込者が現に有している電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「 <b>公的個人認証法</b> 」という。）第三条第一項に規定する署名用電子証明書に係る電子署名により当該利用申込者の真偽の確認を行う方法（第五条第一項第二号）	(8)利用者の真偽の確認において規則第五条第一項第二号の方法を用いる場合には、公的個人証明書について、少なくとも記載内容、形式、有効期限、 <b>失効していないこと等を確認すること</b> により電子証明書の有効性を <b>検証</b> している。かつ、(略)
220C		(12) (略)を行うに <b>当たって</b> 疑義が生じた場合には、(略)
3712		(2) 以下の①～③の事項を含む署名検証者に対する(略)。 ③ 適切な手段を用い、電子証明書が <b>失効していないこと</b> を確認すべきであること。

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

#### [8]その他(2):4101、4201、4301

(利用の申込みに対する承諾をしない旨の決定をした場合の保存期間の起点日の明瞭化)

項番	施行規則	適合例	帳簿書類の例
4101	認証業務の利用の申込みに関する帳簿書類で次に掲げるもの(第十二条第一項第一号) 当該帳簿書類に係わる電子証明書の有効期間の満了日(利用の申込みに対する承諾をしない旨の決定をした場合においては、当該決定の日)から10年間保存しなければならない。(第十二条第二項) (略)	(1) 規則第六条第一号の説明(利用申込者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名の実施の方法及び認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うことをいう。)に関する記録を作成し、保存している。  上記に関する記録には、説明の日付及び説明した者の識別に関する情報(利用の申込みに対する諾否の決定を電子計算機により自動的に実施する場合においては、その旨)が関連づけられて記録されている。	(略)

(4201、4301については説明省略)

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### ■2.2 特定認証業務の認定に係る調査表の改定について

[8]その他(3):

**4101～4109、4201～4204、4301～4305、4404～4406**

(帳簿書類として記録すべき内容や例示等の明確化)

**220A、220B、3711**

(調査表項番、適合例における箇条書き番号等の振り直し等)

(説明省略)

The logo for JIPDEC features the letters 'JIPDEC' in a bold, black, sans-serif font. A solid red circle is positioned above the letter 'I', serving as a distinctive design element.

**JIPDEC**